

事前調査結果報告書

記載要領（令和8年1月～）

- ・報告は「石綿事前調査報告システム」により行うこと。
(石綿事前調査報告システムを利用できない場合は書面により報告を行うこと。)
- ・報告は、遅滞なく（遅くとも解体等工事に着手する前までに）行うこと。
- ・書面による報告は、【様式第3の4】を作成の上、1部提出すること。

令和8年1月

広島県

【様式3の4】

【報告先】

次の URL にアクセスし、報告してください。

なお、石綿事前調査結果報告システムを利用するためには G ビズ ID の登録を行う必要があります。

【石綿事前調査結果報告システム】

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

【G ビズ ID】

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(石綿事前調査結果報告システムの操作マニュアル等)

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

石綿事前調査結果報告システムでは、自治体と労働基準監督署へまとめて報告することができます。

(書面にて報告する場合には、石綿障害予防規則基づく所管の労働基準監督署への報告を別途、行ってください。)

報告は原則として「石綿事前調査結果報告システム」により行ってください。

なお、「石綿事前調査結果報告システム」を利用できない場合には、報告書（書面）を提出してください。

提出先（窓口）は、所管の県厚生環境事務所（支所）環境管理課（衛生環境課）又は市の担当課です。

作業を行う場所	届出書の提出先（窓口）	電話番号	住 所
大竹市、 廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	0829-32-1181 (代表)	廿日市市桜尾 2-2-68
安芸高田市、 府中町、海田町、 熊野町、坂町、 安芸太田町、 北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所衛生環境課	082-228-2111 (代表)	広島市中区基町 10-52
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所衛生環境課	0823-22-5400 (代表)	呉市西中央 1-3-25
竹原市、 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	082-422-6911 (代表)	東広島市西条昭和町 13-10
三原市、尾道市、 世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	0848-25-2011 (代表)	尾道市古浜町 26-12
府中市、 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所衛生環境課	084-921-1311 (代表)	福山市三吉町 1-1-1
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187	広島市中区国泰寺町 1-6-34
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551	呉市青山町 5-3
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072	福山市東桜町 3-5
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136	三次市十日市中 2-8-1
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398	庄原市是松町 20-25
東広島市	東広島市生活衛生課	082-422-1048	東広島市西条栄町 8-29